明るい日田

No.1527
発行者
日本共産党
西部地区
委員会
日田市中城
町6-29
TEL24-2145
2020年
4月9日

20年度も国保税の負担軽減を

子どもの均等割り軽減の拡充を

大谷市議は代表質問で2020年度の国保税について、「負担を軽減すべき」と質問。部長は税率を引き下げる考えは示しませんでした。

国保会計では、2019年度の決算見込みは医療給付費の減少などもあり、約7千万円の剰余金が生まれていること、また基金を活用をすれば、2020年度の国保税は負担を軽減することが出来るのではないか。新型コロナの影響で収入が減っている被保険者もいるなか、負担軽減について市の考えを質問しました。

福祉保健部長は「これまでも市は負担軽減を図りながら税率を決定してきた。20年度は、安定的な国保運営を基本として、被保険者の所得の状況、19年度の決算状況を勘案して、国保運営協議会に諮り6月議会で決定する」と答弁。引き下げるという立場は示しませんでした。市民の暮らしの実態をみた軽減が必要です。

子育て世帯の負担軽減の拡充を

19年度に新たに子育て世帯の負担軽減策として始めた子どもの均等割り（約3万4千円）の2分の1軽減を「2分の2（全額）減額か、第3子以降は全額減免にするなどは検討できないか」と質問。

部長は「まずは軽減策を継続することが大事。今のところ考えていない」と答弁。

国保加入者すべてに保険証を

滞納などの理由で国保の資格証になった場合、病院の窓口では10割負担です（19年8月現在の資格証は65世帯75人）

大谷市議は教育福祉委員会で「現在資格証になっている国保加入者にも、国の通知に基づき3割の自己負担で医療を受けられるようにするのか」と質問。担当者は「新型コロナの疑いがある場合、帰国者・接触者外来を受けるとき資格証であっても国保証と同じ3割負担で対応する」と答弁。

大谷市議は「資格証の人には、市から利用できる通知を出すべきではないか」と質問。市は考えていませんが、他の自治体では対象者に通知を出しているところがあります。

生活相談はお気軽に
日本共産党西部地区委員会
0973(24)2145
大谷敏彰(24)6009
日隈知重(57)9604

新型コロナ感染症の影響で

家計が急変した学生支援

世帯の収入減や学生のアルバイトの収入減に対応

新型コロナウイルス感染症の影響で、学費などの支援が必要になった学生に対して支援策があります。文部科学省は、今年4月から高等教育の修学支援新制度で、家計急変の場合の特例を3月26日に各大学・専門学校・地方公共団体などに通知を出しました。文科省のホームページに掲載。活用してください。

高等教育修学支援新制度

（授業料等減免＋給付型奨学金）

対象＝住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生を支援（4人世帯の目安年収～380万円）世帯（父母等）の収入が大きく減った人。「家計の急変」で申請できます。

急変後の所得（見込）で、所得基準を判定します。2019年度に申し込みして対象外となった人も支援対象になる可能性があります。随時申し込みが出来ます。（急変事由の発生後3か月以内に申し込みのこと）

その他、学生がアルバイトで収入が減ったため新たに支援を受けたい人や今まで減免を受けていなかった人も申し込むことができます。

貸与型奨学金もあります。

無利子（年収目安～約800万円）と有利子（年収目安～約1100万円）がありますが、家計基準では、急変後の年間所得の見込み額で基準を満たすかどうか判定します。

【訂正】
前号（1526号）の「明るい日田」で「緊急小口資金特例貸付」と記載していましたが、「総合支援資金」の間違いでした。訂正してお詫びします。